

令和4年9月17日

組合員・利用者の皆様へ

JA オホーツクはまなす
総務部金融共済課

新型コロナウイルス感染症にかかる入院共済金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

J A共済連では、2020年4月から実施しております新型コロナウイルス感染症にかかる入院保障の特別取扱い（以下「みなし入院」）のお支払い対象者について、令和4年9月26日（月）より、以下のとおり見直します。そのことに伴い入院共済金のお支払い対象となるケースが変更となりますのでご案内致します。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 「みなし入院」のお支払い対象者について

令和4年9月26日（月）以降、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断された方のうち、重症化リスクの高い以下の方とします。

■重症化リスクの高い方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠中の方

※ 令和4年9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、重症化リスクにかかわらず、従前どおりのお取扱いといたします。

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース	診断日*	
	9月25日以前	9月26日以降
入院された場合	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 (特別取扱い)	重症化リスクの高い方 ○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方 ○ お支払対象	× <u>お支払対象外</u>

※ 検査日ではなく、診断日での判断となります。

2. 「みなし入院」の取扱いを開始した経緯について

入院共済金等は、共済約款において「医師による治療が必要」であり、「自宅等での治療が困難」なため、「病院または診療所に入り」、「常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払対象とする旨、定めています。

令和2年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患され、病院または診療所への入院が必要な状態にも関わらず、病床の逼迫等の事情により入院することができない状況が発生したことを受け、JA共済連では、組合員・利用者の「安心」と「満足」を提供するというJA共済事業の使命のもと、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養を余儀なくされた場合も、「入院」と同等に取り扱う特別取扱い（みなし入院）を開始いたしました。

3. 今回の見直しの背景について

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象範囲について、令和4年9月26日（月）以降は全国一律に「重症化リスクの高い方」に限定されることが公表され、あわせて療養の考え方についても見直されることとなりました。

今回の政府による措置等を踏まえると、重症化リスクの高い方以外（医師による発生届の対象とならない方）については「常に医師の管理下において治療に専念する」状態との判断ができなくなることから、令和4年9月26日（月）以降の「みなし入院」のお支払い対象者について、見直すことといたしました*。

※ 今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

4. 見直し後のご請求手続きについて

見直し後のご請求手続きにつきましては、「重症化リスクの高い方であること」の証明が必要となります。本人確認書類や母子手帳など、組合員・利用者あるいは医療機関等の負担とならないよう検討し、後日あらためてJA共済連ホームページ等にてご案内いたします。

5. お問い合わせについて

本件に関するお問い合わせについては、下記専用窓口にて承ります。

なお、個別のご契約内容（共済金の支払いに関する事項等）については、金融共済課へお問い合わせください。

【JA共済相談受付センター】

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時から午後6時（月曜日～金曜日*）

午前9時から午後5時（土曜日*）

※祝日を除きます。

※ JA共済連ホームページ (<https://www.ja-kyosai.or.jp/>) においても、新型コロナウイルス感染症に関連した共済連の取組みについて、随時最新の情報を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

以 上